

那賀町地域商社事業 仕様書

第 1 業務名

那賀町地域商社事業

第 2 仕様書の目的

本仕様書は、那賀町地方創生推進交付金事業に係る那賀町地域商社事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、本事業の背景、本事業の趣旨・目的、地域商社のコンセプト・体制・事業内容、その他についての要求事項を定めるものである。

なお、本仕様書においては、プロポーザルによって選定された事業者を「選定事業者」と表記する。

第 3 事業期間

選定後～令和 5 年 3 月 17 日

※ 上記の業務期間は地方創生推進交付金事業に係る事業期間であり、地域商社事業はその後も継続するものとする。

第 4 事業の目的

本事業は、地方創生として那賀町の目指す将来像に向けて、地域商社を設立・運営し、町の農業・林業の需要拡大、付加価値の創造、労働力の確保、地域経済の循環の推進、新たな農林業の形態の推進等によって、町の農林業を活性化することを目的とする。

第 5 事業の背景

本事業の遂行にあたっては、下記に示す本事業に係る地理的背景及びこれまでの事業経過を十分に理解しなければならない。

（1） 地域的背景

那賀町は、人口約 8,000 人、地域の 9 割が森林の町である。町の人口は平成 22 年時点で 10,257 人だったのが令和元年時点では 8,192 人と、9 年間で約 2,000 人減少している。古くから林業の町として発展してきた那賀町だが、林業従事者の数も昭和 55 年時点で約 860 人だったのが平成 27 年度時点では 149 人と、およそ 1/5 以下にまで減少しており、従事者の高齢化、担い手不足が深刻化している。主力産業の低迷に加え、自然減・社会減による人口減少は年々進行しており、若年層の町外転出も目立っている。

（2） ドローンを活用した事業展開について

那賀町の独自戦略として、人口密集地区が無いこと、電波干渉が少ないことといった地域の特色を活かし、“日本一ドローンが飛ぶ町”をスローガンに、一次産業（林業・農業）の活性化・担い手不

足の解消や観光等交流人口の増加を目指し、「徳島県版ドローン特区」としてドローンを活用した、以下の地方創生事業を展開してきた。

① 「なかは なかなか いいなか」。地域資源総活躍事業

那賀町の豊富な森林資源を循環利用していくため、これまで人的労力の負担が大きかった架線敷設作業、植栽後の苗木の育成状況管理・鳥獣防護ネットの見回りをドローンで行うことで、作業時間の短縮、コスト削減等が可能であるかを検証した。

② 那賀町ドローン利活用推進事業

高度なドローンオペレーターの育成やドローンレーザーによる森林価値の把握、観光地でのドローン活用などに取り組んだ。特に、地元那賀高校の森林クリエイト科に実施したドローン講習では、基礎的なドローン操縦の習得に加え、ドローンの取得データの解析を含む測量講習も実施し、即戦力となる人材の育成に注力した。

(3) 地域商社事業の検討

上記のドローン事業を踏まえ、ドローンやAIといったスマート農林業の可能性、バイオマス等を活用した新たな商流の確保、それらに包括的に取り組む地域商社の設立について検討するため、令和2年度に那賀町農林業活性化推進協議会（以下、「協議会」という。）が設立され、同協議会及び同林業分科会、同農業分科会、において地域商社の事業に係る方向性等の検討がなされた。

協議会における会議の経緯は下記のとおり。

那賀町農林業活性化推進協議会の経緯

年月	会議	主な内容
令和2年7月	第1回総会	協議会の設立
令和2年7月～ 令和2年9月	林業分科会（第1～3回） 農業分科会（第1～3回）	町内の課題抽出、事業案の整理
令和2年10月	第2回総会	町内課題の整理 公募について①
令和2年11月～ 令和3年3月	林業分科会（第4～7回） 農業分科会（第4～7回）	事業内容案の整理、 マーケティング
令和3年3月	第3回総会	公募について②

第6 業務の内容

選定事業者が行う本事業の内容は以下のとおりとする。

- ① 地域商社の設立
- ② 地域商社の運営

地域商社のコンセプト、事業体制、事業内容は次のとおりとする。

(1) 地域商社のコンセプト

地域商社は、以下の3点をコンセプトとして設立すること。

- ① 地域商社は、町の農業・林業の需要拡大、付加価値の創造、労働力の確保、地域経済の循環の推進、新たな農林業の形態の推進等によって、町の農林業を活性化することを目的とすること。
- ② 地域商社は、地域の課題やニーズの同時解決に繋がるような事業を行うこととし、単に利潤を追求するだけではなく、地域全体に対して好影響をもたらすこと。
- ③ 町の将来構想に繋がる長期的・広域的な課題についても幅広い視野を持って捉え、地域の全体のプロデュースを行うような会社（又は団体）になるよう務めること。

(2) 地域商社の事業体制

地域商社の事業体制は以下の3点に留意して設立すること。

- ① 地域商社は、町から会計的・立場的に独立した会社（又は団体）とすること。ただし、令和4年度までは町を通じて国の地方創生推進交付金による補助金を受けることができる。
- ② 令和5年度までの間、地域商社は、事業内容、事業の方向性、収支決算について、町及び地域商社設立のために立ち上げた協議会と協議の上で決定・承認を得ること。また、その後も独立性を保ちつつ町と並走して事業に当たること。
- ③ 地域商社は、事業の実施に当たっては、契約関係や利益関係のみに依らないマルチステークホルダー（生産者、大学及び研究機関、町内外の他事業者等）型のパートナーシップを形成し、町の内外を問わず多くの者を巻き込んで事業を実施するよう努めること。

(3) 地域商社の事業内容

地域商社の事業内容については、次のとおりとする

- ① 那賀町における地域商社の事業は、農業と林業の両方の活性化を目指したものとすること。
- ② 具体的な事業内容については、表1「事業内容案」及び図1「地域商社事業別インパクト/取組難易度マトリックス」を参考に、段階的に着手していくものとすること。ただし、本事業は令和4年度まで補助金が交付されることから、補助金交付対象事業については、優先的に着手すること。
- ③ その他、選定事業者の強みや特性に合わせ、様々な事業を提案し、取り組むこと。

※ 補足

下記の「表1 事業内容案」は、協議会での検討を踏まえた上で作成した参考資料であり、事業内容及び事業の実施計画については、選定事業者の人員、予算、想定される連携先等を勘案して柔軟な提案を求めることとする。従って、「表1 事業内容案」について、全ての内容を実施しなければならないわけでも、これ以外の提案を認めないというわけでもない。

また、本事業は、選定事業者が中心となり、生産者、大学及び研究機関、町内外の他事業

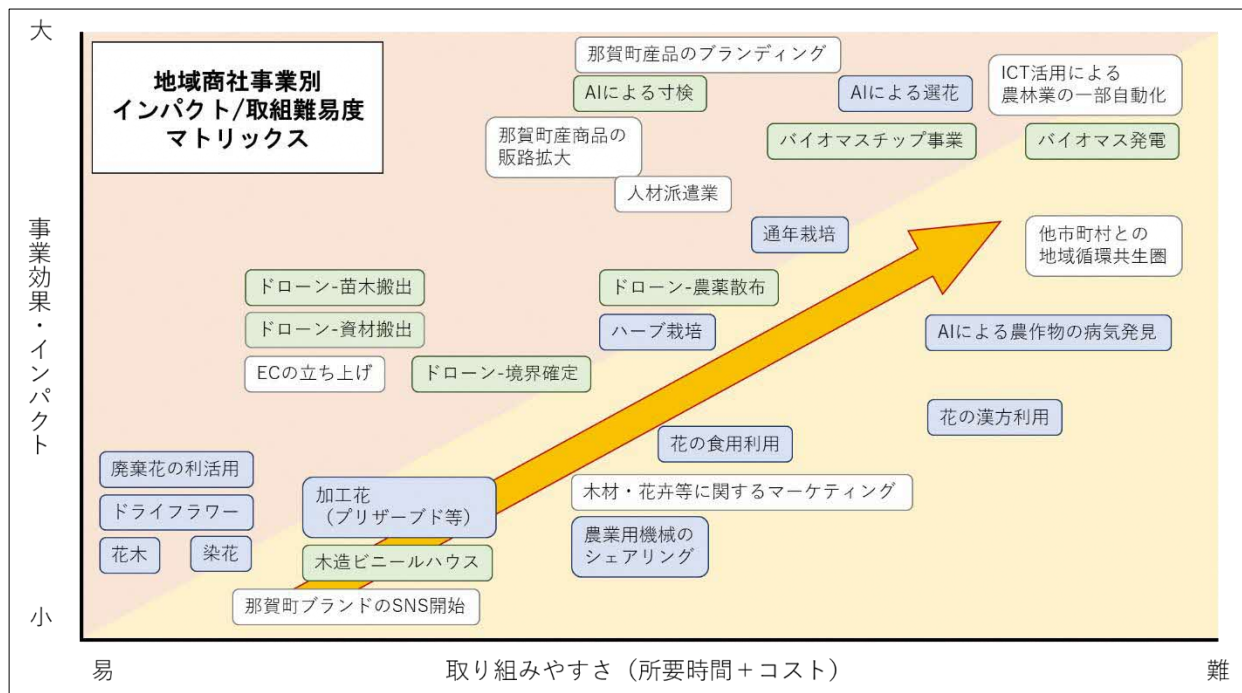
者等と協働して事業の実施に当たることを想定しており、選定事業者が単独で事業の実施に当たることを想定しているものではない。

「図1 マトリックス」についても、事業効果・インパクトや所要時間・コストが正確な基準に基づくものではなく、あくまで参考として掲載している。

表 1 事業内容案

① 物販	規格外の生花、花木等の販売
	染花等の加工花の販売
	町内生産物を活用した加工食品・飲料等の販売
	町内生産物を活用した加工品等の販売
	域内商品の再ブランディング
② ドローン活用	ドローンの農林業の活用に係る人材育成
	ドローンの農林業の活用に係る実証実験
	ドローンによる苗木の運搬等の造林事業
	ドローンによる苗木や資材の運搬事業
	ドローンによる測量
③ AI 活用	通年栽培に係る AI の活用
	木材の寸検等に係る AI の活用
④ チップ生産	バイオマスチップの生産・販売
⑤ サービス提供	農林業に係る機材のレンタル、人材派遣等
⑥ その他	その他、地域商社の趣旨・目的に資する様々な事業

図 1 地域商社事業別インパクト/取組難易度マトリックス



第7 補助金

選定事業者は、協議会の承認を得た後、商社を設立するものとし、設立後、町の指示に従い、速やかに地域商社事業に係る補助金の交付を申請しなければならない。補助金は、以下の事業に対して交付する。したがって、事業計画の策定にあたっては補助金の活用を念頭に置いたものとする。

なお、補助金に係る要綱等は事業者選定後に公示する。

年 度	補助金対象事業内容	補助金額
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術〔ドローン等新測量技術〕活用人材の高度育成講習 ・販路先への価格の商談費用 ・ホームページ作成費用 ・商品開発費用 ・人材育成のためのドローン及び測量ソフトの購入・リース 	約 11,000 千円 (予定)
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商社活動拠点の整備 ・新技術〔ドローン等新測量技術〕活用人材の高度育成講習 ・販路先への価格の商談費用 ・商品開発費用 ・人材育成のためのドローン及び測量ソフトのリース ・エネルギーシステムの調査・研究費用 	約 30,000 千円 (予定) ※国の採択、予算及び 事業内容の変動の可能 性あり

第8 売上目標

本事業については、地方創生推進交付金事業の趣旨に基づき売上に係る KPI を以下のとおり設定している。従って、本事業の事業計画の策定にあたっては KPI を上回る計画とし、事業の実施過程で KPI の達成が見込めないと判断した場合は、その理由について町及び協議会に説明すること。

年 度	KPI
令和3年度	3,000 千円
令和4年度	14,000 千円
令和5年度	30,000 千円
令和6年度	51,000 千円

第9 その他留意事項等

(1) 地域商社の設立・運営に係る留意事項

地域商社の設立・運営に際しては、「第6 業務の内容」の他、プロポーザルで提案した企画提案書の内容についても確実に実施するよう努めなければならない。

(2) 町との協議

本事業は、町と並走し、十分にコミュニケーションを取った上で実施しなければならない。

(3) 協議会への参加

地域商社は協議会に参加し、事業の方向性、事業の進捗状況、収支決算、その他協議会で決定の下った事案について報告し、協議会の決定・承認を得なければならない。

(4) 事業に係る報告

協議会で承認を得た事業については、事業の実施状況及び実施結果について、適宜、町及び協議会へ報告しなければならない。何らかの事情で事業の実施が困難な場合や事業計画のとおりに行進しなかった場合は、その原因を可能な限り究明し、報告しなければならない。

(5) 法令遵守

本業務の実施にあたっては、関係法規等を遵守しなければならない。

(6) 資料の貸与等

- ① 選定事業者は、業務上必要な図面及び資料等について、発注者に貸与を求めることができる。ただし、貸与出来る図面及び資料等は、発注者が業務上必要と判断したものに限る。
- ② 選定事業者は、授受した資料について、常にその状況を明確にしなければならない。
- ③ 選定事業者は、貸与された図面及び資料等については、責任をもって返還しなければならない。

(7) 秘密保持

- ① 選定事業者は、本業務実施中に知り得た各種情報事項を第三者に漏らしてはならない。また、本業務に従事する選定事業者の駐在者等の行為に責任を負い、機密保持に努めなくてはならない。特に、個人情報に関しては、データ管理業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても本業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又、不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知徹底させなければならない。
- ② 選定事業者は、本業務に関する資料を第三者のために転写、閲覧又は貸し出し等一切の漏えい行為をしてはならない。
- ③ 選定事業者は、本業務により知り得た技術上及び業務上の秘密を漏えいしてはならない。
- ④ 前3項の規定は、この契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。ただし、発注者の文書による同意を得た場合はこの限りでない。

(8) 疑義

その他、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、町・選定事業者による双方の協議の上、誠意をもってこれにあたるものとする。